

広島県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第十六号

### 広島県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則

広島県消防学校教育訓練規則（昭和五十七年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項、第六条第二項及び第三項並びに第九条第二項及び第三項中「の区分」を削る。

第十条第一項中「中級幹部科」を「指揮幹部科」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 指揮幹部科の教育訓練は、現場指揮課程及び分団指揮課程の種別ごとに行うものとする。

3 消防団員に対する幹部教育の対象団員は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 初級幹部科 班長の階級にある者
- 二 指揮幹部科 班長の階級にある者であつて部長と同等の実務経験を有するもの、部長の階級にある者又は副分団長若しくは分団長の階級にある者
- 三 上級幹部科 副団長又は団長の階級にある者

第十条に次の一項を加える。

4 消防団員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 初級幹部科 次に掲げるもの
  - イ 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を理解していること。
  - ロ 地域住民に対して防災指導を行えること。
- 二 指揮幹部科 イ又はロに掲げる課程の種別に応じ、それぞれイ又はロに定めるもの
  - イ 現場指揮課程 次に掲げるもの
    - (1) 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。
    - (2) 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎよ、水災活動、救助救命、避難誘導並びに情報収集及び伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。
  - ロ 分団指揮課程 次に掲げるもの
    - (1) 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。
    - (2) 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理

解していること。

三 上級幹部科 次に掲げるもの

イ 消防団上級幹部としての職責を自覚し、消防団に関する全般的な知識を有していること。

ロ 消防団活動に必要な知識、判断力、指導力及び統率力を有していること。

第二十二条の見出し中「修了証書」を「修了証書等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 校長は、指揮幹部科の課程を修了した学生に対し、別図によるき章を授与するものとする。

別記様式第二号の次に次の図を加える。

別図



附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。